二　堰事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年厚生省・農林水産省・通商産業省・建設省令第二号）第十六条第一項第三号ル

附　則

この省令は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月二十九日）から施行する。

○農林水産省令第五十八号

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成二十六年法律第八十四号）第二条第五項、第三条第二項第五号、第四条第一項、第七条第一項及び第二項第三号（これらの規定を同法第十五条第二項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。）、第十一条第一項（同法第十五条第二項、第十六条第三項及び第二十二条第二項において準用する場合を含む。）、第十二条第三項及び第十三条第一項第二号ロ（これらの規定を同法第十五条第二項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。）、第十六条第三項、第二十三条第二項、第二十五条第一項、第二十六条並びに第二十七条の規定に基づき、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十七年五月二十九日

農林水産大臣　林　芳正

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則

（生産者団体）

第一条　特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第二条第五項の農林水産省令で定める団体は、次に掲げる要件に該当する団体とする。

一　生産業者を直接又は間接の構成員とする団体（法人でない団体にあっては代表者又は管理人の定めのあるものに限り、法令又は定款その他の基本約款において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定めのあるものに限る。）であること。

二　団体が法第二十一条各号に掲げる場合に該当することとなった場合（当該団体が外国の団体である場合に限る。）において、農林水産大臣が当該団体に対し明細書又は生産行程管理業務規程の変更その他の必要な措置をとるべき請求をしたときは、これに応じる団体であること。

（登録に係る特定農林水産物等に係る地理的表示に類似する表示）

第二条　法第六条の登録（次条第一号、第六条第二項第二号ホ、第十五条第一号、第十七条及び第十八条第二項を除き、以下単に「登録」という。）に係る特定農林水産物等に係る法第三条第二項の類似する表示には、次に掲げる表示を含むものとする。

一　登録に係る特定農林水産物等に係る地理的表示に当該特定農林水産物等以外の農林水産物等の生産地の表示を伴うもの

二　登録に係る特定農林水産物等に係る種類、型若しくは様式に関する表示、模造品である旨の表示又はこれらに類する表現の表示を伴うもの

三　登録に係る特定農林水産物等に係る地理的表示を翻訳した表示

（法第三条第二項第五号の農林水産省令で定める場合）

第三条　法第三条第二項第五号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　法第六条の登録の日（当該登録に係る法第七条第一項第三号に掲げる事項について法第十六条第一項の変更の登録があった場合にあっては、当該変更の登録の日）前から不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的（次号において「不正の目的」という。）でなく法第六条の登録に係る特定農林水産物等が属する区分に属する農林水産物等を主な原料若しくは材料として製造され、若しくは加工された農林水産物等若しくはその包装等に当該特定農林水産物等に係る地理的表示と同一の名称の表示若しくはこれに類似する表示を付していた者及びその業務を承継した者が継続して当該農林水産物等若しくはその包装等にこれらの表示を付する場合又はこれらの者から当該農林水産物等（これらの表示が付されたもの又はその包装等にこれらの表示が付されたものに限る。）を直接若しくは間接に譲り受けた者が当該農林水産物等若しくはその包装等にこれらの表示を付する場合

二　不正の目的でなく自己の氏名若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名又はこれらの著名な略称の表示を付する場合

三　登録に係る特定農林水産物等の名称に普通名称が含まれる場合において、当該特定農林水産物等の名称の一部となっている普通名称の表示を付するとき。

（登録標章の様式）

第四条　法第四条第一項の農林水産省令で定める標章は、別表の上欄に掲げる農林水産物等又はその包装等の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に定める様式のとおりとする。

（書面の用語等）

第五条　登録の申請に関する書面は、次項に規定するものを除き、日本語で書かなければならない。ただし、生産者団体の名称及び住所、代表者（法人でない生産者団体にあっては、その代表者又は管理人）の氏名並びに農林水産物等の名称については、外国語を用いることができる。

2　委任状その他の書面であって、外国語で書いたものには、その翻訳文を添付しなければならない。

（申請書の記載事項等）

第六条　法第七条第一項第七号の農林水産物等を特定するために必要な事項は、次に掲げる事項とする。

一　申請農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

二　申請農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績

2　法第七条第一項第八号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　申請農林水産物等の名称について法第十三条第一項第四号ロの該当の有無

二　申請農林水産物等の名称について法第十三条第一項第四号ロに該当する場合には、次に掲げる事項

イ　登録商標（商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第二条第五項に規定する登録商標をいう。以下この号及び第十八条第一項において同じ。）に係る商標権者の氏名又は名称

ロ　登録商標

ハ　商標登録に係る指定商品又は指定役務（商標法第六条第一項の規定により指定した商品又は役務をいう。）

ニ　商標登録の登録番号

ホ　商標権の設定の登録（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、商標権の設定の登録及び存続期間の更新登録）の年月日

ヘ　商標権について専用使用権が設定されているときは、当該専用使用権の専用使用権者の氏名又は名称

ト　登録をすることについて商標権者又は専用使用権者の承諾を要するときは、当該承諾の年月日

3　法第七条第一項第九号の農林水産省令で定める事項は、同条第二項の規定により申請書に添付すべき書類の目録とする。

4　申請書は、別記様式第一号により作成しなければならない。

（申請書に添付する書類）

第七条　法第七条第二項第三号の農林水産省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　代理人により登録の申請をする場合には、その権限を証明する書面

二　登録を受けようとする団体に係る登記事項証明書、定款その他の当該団体が法第二条第五項に規定する生産者団体であることを証明する書面